

災害救助法適用地域における災害に伴う検定料免除の臨時措置について

理 事 長 裁 定
制 定 平 成 2 7 年 9 月 2 4 日

独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則第12条第2項の規定に基づき、平成27年度の災害救助法適用地域における災害に伴う検定料免除の臨時措置について次のように定める。

- 1 国立高等専門学校に入学を志願する者で、その主たる家計支持者が平成27年度に災害救助法の適用があった地域に居住して被災した場合には、被災日以降に出願手続きする入学者選抜においては、検定料免除申請書に災証明書等（居住家屋の被害程度について、地方自治体の現地調査等に基づき証明する書面）を添えて提出することにより、検定料を免除する。
なお、既に支払った検定料については、還付の申し出により返還することとする。
- 2 この裁定は、平成27年4月1日から施行し、平成28年度入学者選抜が終了した時に、その効力を失う。

平成27年9月24日現在の災害救助法適用地域

○口永良部島（新岳）噴火に係る災害救助法の適用地域

（第1報、法適用日：平成27年5月29日）

【鹿児島県】 熊毛郡屋久島町

○平成27年台風第18号等による大雨に係る災害救助法の適用地域

（第4報、法適用日：平成27年9月9日）

【茨城県】 古河市、結城市、下妻市、常総市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、
結城郡八千代町、猿島郡境町

【栃木県】 栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、下野市、下都賀郡壬生町、
下都賀郡野木町

【宮城県】 仙台市、栗原市、東松島市、大崎市、宮城郡松島町、黒川郡大和町、加美郡加美町、
遠田郡涌谷町